

Ⅱ 三 芳 町 公 募 補 助 金 交 付 申 請 審 査 判 定 基 準 (令 和 2 年 7 月 改 正)

1. 基本判定基準

交付前提項目	判 断 の 視 点	判 定
公 益 性	その団体が行う事業の成果は、不特定多数の町民の利益となるものであるか、 又はその団体の活動が、地域の発展や町民の福祉向上に直接的に貢献するものである。	あ り
	その団体の構成員の私益のみを追求していると認められ、活動の効果は団体内部に止まり、 一般の町民の福祉向上とは関係がないと考えられる。	な し

2. 個別判定基準（上記1.の「公益性」の判定において、「あり」と判定された団体及び事業について、その中身を判定するための基準である。）

項 番	評価項目	判 定 の 視 点	評 点	備 考	
1	必要性	事業活動の目的、視点、内容などが明らかにされており、地域の課題や町民のニーズに沿うものであるか。（行政の代替や補完の役割を担っているか。）	地域の課題や町民のニーズと大いに関連がある。	4	「公益性あり」との判定を受けた団体及び事業についての評価であることに留意すること。
			地域の課題や町民のニーズと関連がある。	3	
			地域の課題や町民のニーズとやや関連がある。	2	
			地域の課題や町民のニーズと関連はやや薄い。	1	
			地域の課題や町民のニーズとの関連が、ほとんど認められない。	0	
2	有効性・発展性	事業の執行によって住民に対する効果があると見込まれ、将来的にその団体及び事業の発展が継続的なものと認められるか。	住民に対する効果が非常に高く見込まれ、かつ将来的な発展が大いに期待できる。	4	いわば、「投資効果」が数量的に認定できるかどうかを判定すること。
			住民に対する効果が高く見込まれ、かつ将来的な発展がかなり期待できる。	3	
			住民に対する効果が見込まれ、かつ将来的な発展が期待できる。	2	
			住民に対する効果があり、かつ将来的な発展もあり得ると考えられる。	1	
			住民に対する効果が薄く、かつ将来的な発展が期待できない。	0	
3	実現可能性	現実的に実行可能な方法、推進日程、及び収支予算をもとに、事業の計画が立てられているか。	現実的に実行可能な事業の計画が、非常に緻密に立てられている。	4	団体の活動が、現実的かつ実現可能なものであるかを判定すること。
			現実的に実行可能な事業の計画が、しっかり立てられている。	3	
			現実的に実行可能な事業の計画が、立てられている。	2	
			現実的に実行可能な事業の計画としては、やや不十分である。	1	
			現実的に実行可能な事業の計画と認めることは、困難である。	0	

4	先駆性	時代の変化を的確に踏まえ、新しい時代に相応しい事業展開の発想や着眼点に基づく活動を指向しているか。	時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を力強く進めようとしている。	4	ときによっては、行政に先駆けて、地域や町民のニーズに応える事業展開が期待できるかどうかという視点で判定すること。
			時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を着実に進めようとしている。	3	
			時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を進めようとしている。	2	
			新しい時代に相応しい活動の展開を意識していることは認められる。	1	
			新しい時代に相応しい活動を意識しているとは認められない。	0	
5	自立性	事業を安定的に継続するための工夫や自立に向けての資金計画などが現実的で実行可能なものか。また、補助期間が終わった後も自走することができる見込みがあるか。	将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指しており、その実現が期待できる。	4	積極的に寄附金や協賛金の呼び掛けを行うなど、団体の自主財源の確保に努めていることや、参加費の徴収など、受益者負担を適正に求めていることを基準に判定すること。
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指し、着実に歩を進めている。	3	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指していることは感じ取れる。	2	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指す努力がやや不足している。	1	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指しているとは認められない。	0	
6	地域適合性	現在及び将来に向けて、団体の設立目的や事業展開が三芳町の地域特性やその歴史にマッチしているかどうか。	設立目的や事業展開が三芳町の地域特性と非常にマッチしている。	4	三芳町の地域特性を十分理解した上で、その活動や事業が行われているかどうかを判定すること。
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしている。	3	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とほぼマッチしている。	2	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしている点が少ない。	1	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしていない。	0	
7	使途妥当性	補助金の使途が適切に示されており、金額は妥当であるか。また、透明性・公開性が担保されているか。	補助金の使途及び金額は適切であり、透明性・公開性も担保されている。	2	補助金の使途が適切であるかどうかに踏み込んで判定すること。
			補助金の使途・金額の一部に適切さを欠き、透明性・公開性にやや疑義がある。	1	
			補助金の使途・金額が適切でなく、透明性・公開性も低い。	0	

3. 委員個人評定結果（委員個人のレベルにおいて、上記2. の7項目の評点を合計して、補助金交付の適格性を判定する。）

	評点計	評点区分	判 定 区 分	該 当
補助金交付の適格性の判定	点	A 26～20点	申請内容から判断して、補助金交付の対象として、適格であると認められ、問題なく交付するべきであると考ええる。	
		B 19～14点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきであると考えられるが、補助するに当たっては、その活動や事業について、当委員会の付帯意見を踏まえた検討を求めたい。	
		C 13～7点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきでないと考えられるが、それにもかかわらず、補助金を交付する場合には、その活動や事業について、相当な改善が実施されることが必要である。	
		D 6～0点	既提出の申請内容から見て、補助金交付の対象としては、不適格と判断せざるを得ず、交付するべきでないと考ええる。	

4. 委員会の総合評定（委員個人のレベルにおける上記2. の7項目の評点を委員5名全員分合計して、委員会として補助金交付の適格性を判定する。）

	評点合計	評点区分	判 定 区 分	該 当
補助金交付の適格性の判定	点	A 130～100点	申請内容から判断して、補助金交付の対象として、適格であると認められ、問題なく交付するべきであると考ええる。	
		B 99～70点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきであると考えられるが、補助するに当たっては、その活動や事業について、当委員会の付帯意見を踏まえた検討を求めたい。	
		C 69～35点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきでないと考えられるが、それにもかかわらず、補助金を交付する場合には、その活動や事業について、相当な改善が実施されることが必要である。	
		D 34～0点	既提出の申請内容から見て、補助金交付の対象としては、不適格と判断せざるを得ず、交付するべきでないと考ええる。	